

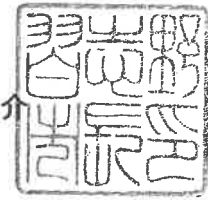


習志野市公告第 50 号

公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和5年 5月19日

習志野市長 宮本 泰介



1 公募型プロポーザルに付する業務

(1) 業務名

習志野市人事・給与等システム更改業務(正規職員)

(2) 業務の概要

システムの導入及び保守を一式として総合提案する。なお、システムの仕様書については、別途提供する「習志野市人事・給与等システム(正規職員)提案依頼書」(以下、「提案依頼書」という。)のとおりとする。また、提案依頼書は契約候補者の選定を行うための基本的な仕様について定めたものであり、契約締結時の詳細事項については、契約候補者と協議のうえ別途定めるものとする。

(3) 履行期間

①システム利用期間(長期継続契約):システム稼働日から5年間

②システム保守期間(長期継続契約):システム稼働日から5年間

クラウドサービスの提供により、システム利用とシステム保守が一体となる場合は、システム利用に係る契約のみとする。

(4) 履行場所

習志野市役所庁舎(習志野市鷺沼2丁目1番1号)ほか

(5) 稼働日

全ての業務について令和6年3月1日までに稼働させるものとする。ただし、令和6年4月の給与支払に支障がない場合は、この限りではない。

また、システムに必要な全ての機器、ソフトウェアの納入、現行システムからのデータ移行、テスト運用及び操作説明について、稼働日の前日までに完了させることとする。

(6) 提案上限金額

5年間事業総経費245,700,000円(税抜)を上限とする。

5年間事業総経費には、「データ移行を含めたシステム調達に係る経費(リース契約に係る経費は除く)」及び「保守委託に係る経費」を含めたものとする。なお、契約終了時のデータ提供に係る経費は含めないものとする。

2 参加資格

プロポーザルに参加する者は法人格を持つ団体とし、次に掲げる事項を全て満たす者とする。なお、本市は必要に応じ調査確認を行うものとする。

(1) 令和5年度の習志野市入札参加資格者名簿の委託区分に搭載されている者のうち、大分類「情報処理」に業種登録申請し、本業務の契約締結までに登録完了見込みの者であること。

(2) 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置又は

習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく入札参加除外措置を、公開の日から契約締結までの間、受けていない者であること。

- (3)千葉県又は隣接する都県に本店又は契約締結等の権限を委任された営業所等を有する者であること。
- (4)平成30年度以降に、人口15万人以上の自治体又は従業員1,000人以上の企業において、人事・給与等システムを開発又は販売し、導入業務を元請として受注し契約履行した実績があり、現在、運用保守に係る委託を受注していること。ただし、平成29年度に上記要件を満たしている長期継続契約を締結している場合は、本要件を満たしていることとする。
- (5)ISMS/ISO27001もしくは、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会の定めるプライバシーマークのいずれかの認証を取得していること。ただし、提案内容にクラウドサービスが含まれる場合は、前に掲げるいずれかの認証に加えて、ISMS(ISO/IEC27017)の認証を取得していること。
- (6)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていない団体であって、次の事項に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の審査終了日前6か月以内に手形、小切手にて不渡りを起こした者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3 書類提出

(1)提出方法

郵送又は持参のみとする。

(2)提出期間

①参加表明書

令和5年5月22日(月)午前8時30分から令和5年5月31日(水)午後5時まで
(平日の午前8時30分から午後5時受付)

②資格審査申請書、企画提案書、経費見積書、機能要求書、人事・給与等システム請負実績報告書、従業員数及び担当者名簿、認証取得証の写し、制度改正に係るシステム改修経費、契約終了時のデータ提供経費見積書

令和5年5月22日(月)午前8時30分から令和5年6月19日(月)午後5時まで
(平日の午前8時30分から午後5時受付)

(3)提出場所

千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市役所庁舎3階 人事課

(4)提出書類及び提出部数

参加表明書、企画提案書等

各正本1部、副本9部、電子媒体1部。副本は複写可とする。

※副本は社名が特定できるものは除くこと。

なお、参加資格確認申請に係る書類は、習志野市ホームページに掲載して配布する。

4 審査

(1) 基本的な考え方

業務の企画内容、業務の実施の確実性・実効性、業務に要する経費等について、以下(2)～(4)の手続により評価する。

(2) 審査体制

習志野市人事・給与等システム導入業者選定委員会による。

(3) 審査方法

審査は、企画提案書、プレゼンテーションにより行う。

- ・企画提案書、プレゼンテーションの内容によって、評価表に基づき評価を行う。
- ・プレゼンテーションは、1者につき90分(30分間の質疑応答を含む。)とする。

なお、プレゼンテーションについては、大規模災害等により実施が困難であると認められる場合には、実施日時及び実施方法について参加表明書を提出した者と別途協議することとする。

(4) 事業者の選定

審査の評価結果に基づき、評価が高い参加者から第1位契約候補者、第2位契約候補者、第3位契約候補者を選定する。

審査結果については、令和5年6月29日(木)に、参加者に文書で通知するとともに、市のホームページで公開する。

5 契約

- (1) 市は、選定した第1位契約候補者に対して、契約締結交渉を行う。第1位契約候補者との契約締結交渉が不調になった場合等契約に至らなかった場合は、第2位契約候補者と契約締結交渉を行う。第3位契約候補者まで、同様に交渉を行う。
- (2) 本プロポーザルは、令和5年度補正予算の成立を前提に準備行為として行うものである。このため、本業務に係る令和5年度補正予算が成立した場合に、審査により選定した契約候補者と契約を締結する。補正予算が成立しなかった場合には、契約は締結しない。

6 問合せ先

総務部人事課

千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話 047-451-1151(内線247)

